

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に係る契約の締結は当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和6年1月18日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

福祉避難所協定施設（障害者及び高齢者関係施設）との連携強化に向けた実動訓練及び図上演習等支援業務委託

#### (2) 業務内容

本業務は、災害時における福祉避難所（障害者及び高齢者関係施設）の開設・運営の円滑な実施に向け、協定施設と区の相互連携・協力の明確化を図る必要があるため、障害者及び高齢者関係施設が参加した実動訓練や図上演習等の支援を行う業務である。

主な業務内容

- ①福祉避難所連絡会及び検討部会の運営支援
- ②福祉避難所協定施設の実踏及びヒアリング
- ③災害関連勉強会の開催支援
- ④実動訓練（または図上演習）の運営支援
- ⑤マニュアルに関すること
- ⑥福祉避難所に関する助言・指導

#### (3) 履行期間（予定）

令和6年4月1日～令和9年3月31日

※契約は年度ごとに行い、各年度における本事業の予算配当があること及び令和7年度以降については前年度の履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

### 2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 委託事業者になろうとする法人及びその役員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

#### 4 提案書を特定するための評価基準

選定	評価項目	評価基準
1 2 3 4 5 6 7	専門性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災、災害時要配慮者支援、福祉避難所等の知識が豊富か。</li> <li>・直近の災害情報等の情勢を押さえているか。</li> </ul>
	課題抽出力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考資料等から、区の状況や課題を整理できているか。</li> <li>・潜在的な課題抽出や、的確な目標設定ができているか。</li> </ul>
	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件の目的（協定施設との支援体制強化）を踏まえているか。</li> <li>・課題に対し企画提案内容は的確か。</li> <li>・協定施設が積極的に取り組める魅力的なアイデアが考えられているか。</li> </ul>
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実現までの過程など、具体的な根拠が示されているか。</li> </ul>
	表現力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家以外（協定施設等）も理解できる内容か。</li> <li>・図表や参考資料などを有効に活用し、見やすい資料か。</li> </ul>
	体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主担当者は必要な経験や知識、能力を備えているか。</li> <li>・業務遂行にあたり、十分な体制が組み立てられているか。その根拠を明確に記述しているか。</li> </ul>
	実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体での類似実績（福祉関連）があるか。</li> <li>・大都市圏自治体での実績があるか。</li> </ul>
8 9 10	姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務への前向きな姿勢が感じられるか。</li> </ul>
	説明力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明はわかりやすいか。</li> </ul>
	応対力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問意図を正しく理解しているか。</li> <li>・わかりやすく簡潔に答えられているか。</li> <li>・回答内容は的確であるか。</li> </ul>

#### 5 手続き等

(1) 担当部課（窓口の開庁時間：平日 8:30～17:00）

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号

世田谷区障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当

（世田谷区役所第二庁舎 3 階 3 3 番窓口）

電話：03-5432-2420 ファクシミリ：03-5432-3021

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和6年1月18日（木）から2月1日（木）の正午まで

場所：上記（1）担当部課窓口及び世田谷区ホームページでの閲覧

方法：窓口における配布または区ホームページからのダウンロードによる

(3) 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

期限：令和6年2月1日（木）正午まで必着

場所：上記（1）担当部課に同じ

方法：持参または郵送（締切日必着。郵送の場合は書留郵便に限る）

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び方法

期限：令和6年2月29日（木）午後4時まで必着

場所：上記（1）担当部課に同じ

方法：事前連絡のうえ、持参に限る

(5) プレゼンテーションの日時

予定日時：3月中旬

場 所：別途連絡

## 6 その他

(1) 本件は、令和6年度予算の配当を条件として契約する。

(2) 本提案に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

(3) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約保証金 免除

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5（1）担当部課に同じ

(9) 詳細は説明書による。